

2020年4月30日
三愛オブリガス中国株式会社

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金の特別措置について

三愛オブリガス中国株式会社(代表取締役社長 大野博史)は、2020年3月19日に資源エネルギー庁より「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金の支払い猶予等に係る要請について」が発表されたことを受け、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金」または「総合支援資金」の貸付を受けたお客様に対して、ガス料金の支払いに関する特別措置を実施いたします。

1. 特別措置対象のお客様

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活福祉資金貸付制度における「緊急小口資金」または「総合支援資金」の貸付を受けたお客様で、弊社にお申込み頂いた場合に適用致します。なお、お申込みの際は貸付決定通知書を確認させていただきますことをご了承ください。

2. 特別措置の内容

お申込みのあったお客様の2020年4月(支払期限日が5月1日以降となるものに限ります)、5月検針分の各ガス料金の支払い期限をそれぞれ1カ月間延長致します。

3. 特別措置のお申込み方法

弊社の各営業所まで、お電話にてお申込み下さい。

(担当者が訪問のうえ手続きを致します。)

※「緊急小口資金」、「総合支援資金」の貸付を受けているお客様に限ります。

4. 受付開始日

2020年4月30日(木)

以上